契 約 図 書

業務位置図

境港港湾計画図

S=1/20,000

（業務位置）境港市昭和町

令和六年三月

数 量 総 括 表

費目・工種・施工名称等	規　　格	単位	当初	変更	摘　　要
ふ頭用地造成整備計画					
設計業務					
計画準備					
計画準備		式	1		
資料収集・整理					
資料収集整理		項目	2		
港湾利用者ヒアリング調査		箇所	6		
設計条件					
基本条件の設定		式	1		
前提条件の整理		項目	2		
基本計画（案）の検討		項目	1		
関係機関協議					
関係者との調整		回	2		
資料の作成		式	2		
計画の検討					
基本計画の策定		項目	1		
事業計画		項目	1		
概算工事費算出					
概算事業費の算定		項目	3		
成果					
報告書作成		式	1		
協議・報告					
打合せ協議	初回・中間1回・最終	式	1		
直接経費					
旅費交通費（設計）	調査・計画業務	式	1		
業務成果品費		式	1		
事務用品費		式	1		

【共通】

業務名 ： 外港昭和南地区ふ頭用地造成整備計画検討業務委託

特　記　仕　様　書

第1（目的・主旨）

本業務は、外港昭和南地区において位置づけられたふ頭計画について、施設整備に必要となる事業計画のための資料を作成するものである。

過年度業務（外港昭和南地区ふ頭用地拡張検討業務委託　報告書　令和３年３月）を活用し、直轄岸壁の事業工程と整合を図りながら検討するものとする。

また、本業務の成果において、今後のふ頭用地整備の詳細・実施設計の仕様を決定するものとする。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の~~「測量業務共通仕様書」~~、「設計業務共通仕様書」、~~「地質・土質調査共通仕様書」~~、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、~~「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」~~(https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm)、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和７年４月）」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務 ふ頭用地整備計画検討　一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に港湾利用者等（港運業者等）により構成する「外港昭和南地区ふ頭用地整備調整会（仮称）」の開催を 2 回予定している。また、港湾利用者へ、現在供用中のふ頭用地の利用状況、将来動向、今後整備するふ頭用地の要望等などのヒアリング調査を予定している。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書　1部 ・電子媒体　2部 （CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等） また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				関連業務		関連する他の業務無し。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。 受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
						協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		情報共有システムを利用すること。 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、調査職員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムの利用に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				BIM/CIM 適用		【受注者希望型の場合】 業務は BIM/CIM 適用対象である。 BIM/CIM 適用を希望する場合は https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm に載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県 BIM/CIM 適用業務実施要領」によること。
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」(https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm)第 7 条(2)ウに係る担当技術者(以下「主たる担当技術者」という。)を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は 3 人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。
追加				履行報告		受注者は契約書第 15 条の規定に基づき、毎月初めに履行報告書を作成し、調査職員に提出すること。
追加				その他		工期内においても調査職員から成果品の一部の提出を求める場合があるので、速やかに提出すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
~~1~~	~~1~~		~~1117~~	~~関連法令及び条例の遵守~~		~~森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。~~ ~~https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf~~
~~1~~	~~2~~		~~1201~~	~~使用する技術基準等~~		~~最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。~~
~~1~~	~~2~~		~~1209~~	~~設計業務の条件~~	~~1~~	~~(必要な条件を記載する。)~~ ~~【設計条件】~~ ~~設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。~~ ~~(道路)~~ ~~・道路規格　第3種第4級~~ ~~・設計速度　40km/h~~ ~~・設計荷重　B 活荷重~~ ~~・計画交通量　10,000 台/日~~ ~~・車線数　2~~ ~~・幅員構成　別紙のとおり~~ ~~・舗装構成　別紙のとおり~~ ~~・暫定計画　有り~~ ~~拡幅にあたっては、盛土部を 1 期、切土部を 2 期とする暫定施工を行うため、暫定施工時、完成時の図面について、整合を図ること。~~ ~~(河川)~~ ~~・法線~~ ~~・護岸タイプ~~ ~~・基礎工形式~~ ~~・施工法~~
					~~9~~	~~【建設副産物・リサイクル】~~ ~~鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。~~ ~~なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。~~

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
					~~11~~	~~(必要に応じ記載する。)~~ ~~【コスト縮減】~~ ~~設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。~~
~~1~~	~~2~~		~~1211~~	~~設計業務の成果~~	~~1~~ ~~(4)~~	~~設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。~~ ~~現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(砕石・購入土等)」を追加作成すること。~~ ~~材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生砕石」に該当するものである。~~
~~追加~~				~~特殊な条件~~		~~(特殊な条件や課題を記載する。)~~ ~~(河川:付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など)~~ ~~(道路:環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など)~~ ~~当計画区間は、鉄道と近接しており、構造物の仮設においては、作業が制限されるため、使用機械の形式、規格等について十分検討を行うこと。~~
~~追加~~				~~条件明示チェックシート~~		~~(対象業務を選択する。予備設計の場合は、予備設計において条件明示チェックシートを作成し、詳細設計に引き継ぐ。)~~ ~~設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。~~ ~~(1)道路詳細設計(平面交差点設計含む)~~ ~~(2)橋梁詳細設計~~ ~~(3)山岳トンネル詳細設計~~ ~~(4)共同溝詳細設計~~ ~~(5)樋門・樋管詳細設計~~ ~~(6)排水機場詳細設計~~ ~~(7)築堤護岸詳細設計~~ ~~(8)砂防堰堤詳細設計~~
追加				関係機関協議(資料作成)		本業務において、「外港昭和南地区ふ頭用地整備調整会(仮称)」の開催を 2 回予定しているが、当会議における資料の作成を計上している。
~~追加~~				~~施工計画~~		~~(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)~~ ~~詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。~~
~~追加~~				~~仮設設計~~		~~(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)~~ ~~詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。~~
~~追加~~				~~その他~~		~~維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。~~ ~~(必要に応じて記載する。)~~ ~~鳥取県景観形成条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。作成に必要な費用については、変更の対象とする。~~

外港昭和南地区ふ頭用地造成整備計画検討業務委託

特記仕様書

１．業務概要（目的及び方針）

本業務は、外港昭和南地区において位置付けられたふ頭計画について、施設整備に必要となる事業計画のための資料を作成するものである。

過年度業務（外港昭和南地区ふ頭用地拡張検討業務委託　報告書　令和３年３月）を活用し、直轄岸壁の事業工程と整合を図りながら検討するものとする。

また、本業務の成果において、今後のふ頭用地整備の詳細・実施設計の仕様を決定するものとする。

２．適用の範囲

この仕様書は、外港昭和南地区ふ頭用地造成整備計画検討業務委託（以下、「本業務」）について適用する。

本業務はこの特記仕様書に定めるもののほか、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「設計業務共通仕様書」、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和７年４月）」に基づき実施するものとする。

３．業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
計画準備		式	1	
協議・報告	事前協議	回	1	
	中間報告	回	1	
	最終報告	回	1	
資料収集整理	資料収集整理	項目	2	
港湾利用者ヒアリング調査		箇所	6	
基本条件の設定		式	1	方針の設定
前提条件の整理		項目	2	条件の設定
基本計画（案）の検討		項目	1	計画の検討
関係者との調整		回	2	委員会運営
資料の作成		式	2	関係者との調整係る資料
基本計画の策定		項目	1	計画の検討
事業計画		項目	1	計画の検討
概算事業費の算定		項目	3	
成果物	報告書作成	式	1	

４．業務仕様

（１） 計画準備

本業務を遂行するにあたって、事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務遂行の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案し、業務計画書を作成する。

（２） 資料収集整理

外港昭和南地区ふ頭用地整備に関し、上位計画となる「境港港湾計画」、既往検討成果等を収集・整理する。

また、現ふ頭用地の施設整備状況について設計書や設計関連図面を収集・整理するとともに供用中の隣接岸壁(外港昭和南地区～外港中野地区)の取扱貨物及び貨物量について収集整理する。

（３） 港湾利用者ヒアリング調査

現在、供用中のふ頭用地(外港昭和南地区～外港中野地区)利用者に対してヒアリング調査を行い、現状利用における課題、昭和南５号岸壁（－１２ｍ）（以下、「岸壁（－１２ｍ)」）における取扱計画貨物の現況取扱状況及び将来動向、将来的な取扱計画貨物量、利用計画船舶、荷役計画等について確認する。

また、岸壁（－１２ｍ）背後ふ頭用地に配置する設置施設等（船舶給水、排水浄化、冷凍・加温、危険物、薫蒸、ガントリクレーン等）について要望を確認するとともに、配置施設の整備方式や管理運営方式等についての要望を整理する。

なお、ヒアリング先は利用者６者を想定している。(※コンテナ１、バイオマス２、木材チップ１、金属くず１、境港貿易振興会)

（４） 基本条件の設定

基礎資料収集整理結果及び利用者ヒアリング調査結果から、ふ頭用地利用基本計画検討のための基本条件を検討する。

■上位計画における条件（港湾計画、埋立免許の計画規模、外周工作物等）
■土地利用計画区域
■ふ頭用地利用計画貨物
■配置及び設置施設

（５） 前提条件の整理

１）荷役・荷捌き方式の検討

利用計画貨物を取り扱うための荷役方式について検討する。特にコンテナ貨物取扱については、想定する荷役機械（ﾄﾗﾝｽﾌｧｰｸﾚｰﾝ、ｽﾄﾗﾄﾞﾙｷｬﾘｱ、ﾘｰﾁｽﾀｯｶｰ、ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ、ｼｬｰｼ方式等）を比較検討し決定する。

２）導入施設規模の検討

ふ頭用地内に配置する一般貨物関連の荷捌地及びコンテナ貨物関連のコンテナターミナル（実入・空ｺﾝﾃﾅﾔｰﾄﾞ、冷凍ｺﾝﾃﾅ、通路）等の規模について検討する。

（６） 基本計画（案）の検討

１） 各種動線検討

ふ頭用地内動線、駐機・待機、歩車道分離等について検討する。

２） 保安施設検討

保安施設として、物理的障壁の配置、監視ｼｽﾃﾑの検討、保安規程等について検討する。

３）基本配置計画（案）の作成

岸壁（－１２ｍ）背後ふ頭用地の施設配置について、上記までの検討結果を基に基本配置計画（案）を作成する。

荷役機械の変更による既設改良が必要となる場合はその再編計画についても検討する。

（７） 関係者との調整

岸壁（－１２ｍ）背後ふ頭用地の施設配置に関する基本配置計画（案）について、港湾管理者（境港管理組合)、港湾利用者等（港運業者等）により構成する「外港昭和南地区ふ頭用地整備調整会（仮称)」(以下「ふ頭用地整備調整会」とする。）を設置し検討する。

なお、ふ頭用地整備調整会の開催は２回を想定している。

（８） 基本計画の策定

岸壁（－１２ｍ）背後ふ頭用地の施設配置について、調整会等における検討結果を基に検討し、施設配置基本計画を策定する。

（９） 事業計画

上記基本計画について、事業工程計画を検討する。

整備内容については既存ふ頭用地を利用しながらの整備となるため、段階的な整備計画を検討する。

直轄による岸壁（－１２ｍ)、取付護岸（仮設含む）の施工計画と整合した整備計画を立案するものとし、工事工程表と整備ステップ図を作成する。

事業工程において必要となる調査設計業務（実施設計、施工計画等）についても、業務発注時期を含めて検討、整理する。

（１０） 概算事業費の算定

上記基本計画について、既往検討成果も参考に概算事業費を算定する。

その際、直轄と境港管理組合の所掌範囲を念頭に整理する。

概算事業費は、調査設計業務、整備費用とする。

（１１） 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間、最終の３回を予定している。

５．その他

（１） 関係官公庁への手続き等

本業務に必要な関係官公庁等その他への諸手続については、調査職員と協議の上、受注者の責任において迅速に処理すること。

（２） 疑義

業務を遂行する上で、疑義を生じた場合は、調査職員と協議し速やかに処理すること。

（３） 資料の貸与及び返却

本業務において必要となる資料については、業務着手時の打合せにおいて、双方確認し貸与

することとする。

なお、発注者が貸与した資料及び情報は、発注者の了解無く第三者に流布してはならない。

（４） 成果品の提出

成果物は以下のとおりとする。

・報告書　１部

・電子媒体　２部（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ、ＨＤＤ又はフラッシュメモリー等）